

診療情報提供書の取り扱いについて

厚生労働省より「宛名のない保険医療機関への診療情報提供書（紹介状）は診療報酬による算定はできない」と通知が出されております。

受診先がお決まりでない場合、以下の通りお取り扱いが異なりますのでご注意ください。

●宛先あり（病院名が決まっている）：3割負担等（保険診療）

●宛先なし（病院名を指定しない）：2,750円（税込）（自費診療）

*保険診療のルール：厚生労働省より「宛名のない診療情報提供書は保険診療として算定できない」との指針が出されております。「どこを受診すればよいかわからない」といったご相談は、診察時に医師までお気軽にお尋ねください。適切な医療連携を行う為、ご理解とご協力をお願いいたします。

病院長